

3月臨時教育委員会（第2回）会議録

- 1 開催日 平成31年3月27日（水）
- 2 開催場所 新館8階 教育委員室
- 3 出席した委員 田淵教育長、吉田委員、播委員、坂元委員、廣岡委員
- 4 出席した職員 高井教育総務部長、大西教育指導部長、
吉田教育総務部次長、平田教育指導部次長、
山本教育指導部学校教育担当参事、
岸田学務課長、神吉学校教育課長、
今津青少年育成課長、竹内中央図書館長、
山野教育総務課副課長、藤崎教育総務課管理調整係長
- 5 傍聴者 なし
- 6 議事の要旨
 - 開 会 午後1時30分
 - 会議録署名委員指名のこと
吉田委員に決定
 - 3月定例教育委員会の会議録報告承認のこと
（事務局より会議録朗読報告）
承 認
 - 会議公開の可否決定のこと
全ての議事を公開することに決定

(協議事項)

- 1 加古川市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について
(教育総務部次長から説明)
原案可決

- 2 加古川市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について
(教育総務部次長から説明)
原案可決

委員 : これまでに卒業アルバムが高いため、購入できなかった生徒はいたのか。

事務局 : 経済的理由等により、一部で購入できなかった生徒がいたと聞いている。

委員 : 各学校で卒業アルバムの金額は異なると思うが、支給額は一律なのか。

事務局 : 確かに学校によって金額はまちまちであるが、就学援助の額としては上限額を一律設定することとしている。

- 3 加古川市立図書館事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について
(教育指導部次長から説明)
原案可決

委員 : 改正前規則第3条第4号「読書団体の育成に関すること」を削除したのは、改正後規則第3条第6号「読書活動の推進に関すること」に含まれたという理解でよいか。

事務局 : 四半世紀前には、加古川図書館において読書団体が設置され、講師を招くなど、読書団体の育成に関する事業を実施していたが、それ以降、団体は解散し、当該事業を実施していないため、現行事務に合わせて改正するものである。

4 学校医の解職及び委嘱について

(教育総務部次長から説明)

原案可決

委員：整形外科医は加古川養護学校のみに配置されているのか。

事務局：加古川市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の設置等に関する要綱第6条第4項の規定により、整形外科医は特別支援学校に1名配置することとしている。

委員：加古川養護学校における学校医の仕事は非常に多く、負担が大きい
ため、事務局においてもその状況を十分に承知しておいてもらいたい。

5 学校運営協議会の設置について

(教育指導部参事から説明)

原案可決

委員：学校運営協議会を中学校区単位と学校園単位で設置した場合の違い
を教えてください。

事務局：中学校区単位で設置した志方中学校区については、これまで地域協
働推進部会等を通じてユニット単位での取組を多く行ってきており、
今後もユニットの課題として解決していくこととしている。一方、浜
の宮地区及び両荘地区の6校園については、まずは各校園単位で各地
域における課題を解決していくことを優先することとしている。

委員：中学校区で設置した志方中学校外3小学校とその他の各学校園の委
員数は、それぞれ何人になるのか。

事務局：学校園から委員候補者名簿が提出されていないため、人数は確定し
ていない。

委員：学校園単位で設置する場合と比較すると、中学校区単位で設置する
場合は多くの委員を委嘱し、各学校に十分に目が行き届くようにする
べきだと思う。このような学校に対する教育委員会からの助言は、学
校園の主体性を損なうものではないので、積極的に行ってほしい。

事務局：志方中学校区については、指導主事を派遣して対応するなど、教育
委員会として一定の支援を行ってきた。また、委員の人数については、
加古川市学校運営協議会の設置及び運営に関する要綱第5条の規定に
より、中学校区で学校運営協議会を設置する場合の委員定数は別に定

めることとされており、10人を超えて委嘱することもできることから、委員のご意見を踏まえ協議していきたい。

委員：加古川市では、中学校区単位と学校園単位の学校運営協議会が今後も併存する想定なのか、若しくは将来的には中学校区単位に移行していく想定なのか。

事務局：本市では、平成33年度から全ての小中学校で学校運営協議会による運営を開始していきたいと考えている。校区のねじれ等の課題もあり、全ての学校運営協議会を中学校区単位で設置することは容易ではないものの、できる限り中学校区で設置することを考えてもらいたいと学校には伝えている。

教育長：本市の大きな方向性としては、中学校区単位での設置を進めていきたいと考えている。

委員：校区の問題が解決しない限り、中学校区単位での設置は困難だと感じる。学校運営協議会の設置を契機として、校区の再編を検討するいい機会かもしれない。いずれにしても近い将来には校区の再編について考えていく必要があると思う。

委員：両荘地区及び浜の宮地区の学校園について、各協議会の委員が中学校区単位で一同に集まって協議するような場を設定することは考えているのか。

事務局：地域の課題によっては、各委員が集まり協議することもできると考えている。現在もユニット内の校長等が参加し、中学校区の課題等を協議する拡大ユニット推進部会があるが、各ユニットの実情や委員からの要望に応じて、教育委員会からも助言していきたいと考えている。

委員：教育委員会が学校園の主体性を損なうようなことはあってはならないが、学校運営協議会における議論がより活性化するように、広域の課題等の協議方法等については、教育委員会から学校園に対し積極的に助言して行ってもらいたい。

事務局：浜の宮地区では会議体が非常に多く、組織の再編に向けた課題があるので、その動向も注視しながら進めていきたい。

6 加古川市少年補導委員の解嘱及び委嘱について
(教育指導部参事から説明)

原案可決

委 員 : 少年補導委員の総数は何人いるのか。

事 務 局 : 定員 170 人に対し、現在 166 人である。

委 員 : 4 人の欠員となっている理由を教えてください。

事 務 局 : 各地区の連合町内会には委員の推薦を依頼しているが、なかなか人材が見つからないのが現状である。

教 育 長 : 本議案の参考資料である委員名簿も含め、各種の委員委嘱に関する議案に添付される委員名簿については、記載されている内容が統一されておらず、各議案により記載される項目も様々である。必要項目を整理するなど、教育委員会統一の様式を検討してもらいたい。

○ 閉 会 午後 2 時 20 分